

第 6245 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 7月24日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	---

## ♠ タックスハーフプラン

**Q** : 生命保険には、保険料の半分が損金になる養老保険のプランがあるそうですが、どのような内容なのですか？

**A** : いわゆるタックスハーフプランといわれるもので、次のような内容になっています。

### 【解説】

養老保険とは、被保険者の死亡又は生存を保険事故とする生命保険ですが、従業員(これらの人の親族を含みます)を被保険者、死亡保険金の受取人を被保険者の遺族、満期保険金の受取人を会社とする形態のものについては、その支払った保険料のうち1/2に相当する金額は資産計上を要しますが、残りの1/2相当額は期間の経過に応じて損金の額に算入することができます。

ただし、この場合において、役員や部課長その他特定の社員(これらの人の親族を含みます)のみを被保険者としているときには、残りの1/2相当額も単純な損金とはならず、その役員や特定の社員に対する給与として扱われることとなっています。

つまり、保険料の1/2相当額が損金算入されるには、その加入が従業員等を対象に普遍的にされていることがひとつの要件とされており、その加入に格差がある場合であっても、それが職種、年齢、勤続年数など合理的な基準により設けられた普遍的格差であるときは、1/2保険料の単純損金算入が認められるのです。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】